

障害学生支援大学長連絡会議の運営申合せ

〔平成21年2月27日
制 定〕

改正 平成24年10月20日

改正 令和3年1月14日

1 目的

近年、障害者の進学意欲や学習ニーズの高まりによって、また、各大学における受験機会の拡大などにより、障害者の大学への進学希望者は、年々漸増傾向にある。

このような状況の中で、多くの大学においては、健常者と障害者が共に学べる修学環境の整備に努めるなど、すべての学生にやさしい、安心・安全なキャンパスづくりが積極的に進められている。

このような状況を踏まえ、障害学生支援が大学の責務の一つであるとの認識の下、すべての学生に対してより良い修学環境や支援体制を更に整備・充実し、誰もが何時でも自らの選択で学ぶことができる高等教育のユニバーサル・アクセスの実現を図るため、賛同する大学と共に、障害学生支援に関する情報を共有し、大学間の連携・協力などについて連絡・調整を行う障害学生支援大学長連絡会議（以下「大学長連絡会議」という。）を設ける。

2 構成

(1) 大学長連絡会議は、障害学生を受入れている大学のうち、別表で定める大学の学長で構成（以下「構成員」という。）する。

※ ただし、学長が出席できない場合には、障害学生支援担当の理事又は副学長の出席を可とする。

(2) 大学長連絡会議が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(3) 大学長連絡会議の主幹大学は、宮城教育大学、筑波技術大学、愛知教育大学、同志社大学とする。

(4) 大学長連絡会議の総括主幹大学は、筑波技術大学とする。

3 運営

(1) 大学長連絡会議に議長を置き、会議を主宰する。

(2) 大学長連絡会議は、原則として年1回、次の主幹大学が輪番で開催する。ただし、3回に1回は総括主幹大学で開催する。

(3) 大学長連絡会議に関する事務及び開催に係る経費は、開催する主幹大学において処理する。

(4) 大学長連絡会議に関する事務のうち、基調講演者の選定並びに派遣の依頼は、総括主幹大学において行う。

4 その他

- (1) 大学長連絡会議出席に係る旅費は、各大学が負担する。
- (2) ここに定めるもののほか、必要な事項は、大学長連絡会議が定める。

別表

障害学生支援大学長連絡会議 構成員名簿

令和3年4月現在

	大 学 名	備 考
1	北海道教育大学	
2	札幌学院大学	
3	宮城教育大学	主幹大学(平成 26、令和 2 年度)
4	茨城大学	
5	筑波大学	
6	筑波技術大学	主幹大学(平成 25、28、令和元年度)
7	群馬大学	
8	放送大学	
9	東京学芸大学	
10	上越教育大学	
11	静岡福祉大学	
12	愛知教育大学	主幹大学(平成 24 年度)
13	日本福祉大学	
14	同朋大学	
15	京都教育大学	
16	同志社大学	主幹大学(平成 27 年度)
17	大阪教育大学	
18	兵庫教育大学	
19	関西学院大学	
20	奈良教育大学	
21	鳴門教育大学	
22	四国学院大学	
23	愛媛大学	
24	福岡教育大学	